

# 人員基準編

## D. 人員基準編

### 目 次

#### 【人員基準編】

1	常勤の定義について	D- 1
2	常勤換算について	D- 3
3	職員の兼務に係る留意事項について	D- 4
4	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修について	D-10
5	サービス管理責任者等に関する 関係告示の改正に伴う本県の取り扱いについて	D-12
6	相談支援専門員の資格要件（計画相談及び障害児相談を除く）	D-13
7	サービス管理責任者の資格要件	D-15
8	児童発達支援管理責任者の資格要件	D-17
9	各種サービスの人員配置基準に係る留意事項について	D-19
10	基礎的研修開始に伴う人員基準の見直しについて （就労移行支援、就労定着支援）	D-21
11	障害児通所支援事業の人員配置について	D-22
12	児童発達支援・放課後等デイサービスの基準人員配置に おける注意について	D-23
13	児童指導員について	D-24

## 常勤、兼務等に係る留意事項について

### 1 常勤の定義について

人員基準の確認及び勤務形態一覧表の作成にかかる『常勤の勤務すべき時間数』については以下のとおりであるためご注意ください。

- ①当該法人又は事業所で定めた「就業規則」が根拠となります。  
従業者が10人未満のため就業規則の作成義務がない場合でも、障害者総合支援法上及び児童福祉法上、常勤換算を算定するための根拠として必要であるため、常勤者の勤務日、勤務時間に関する就業規則に準じた定めを作成する必要があります。
- ②労働基準法上、1週間に勤務すべき時間数の下限はありませんが、障害者総合支援法及び児童福祉法上の定義に従い、32時間以下で定めた場合は「非常勤」という扱いとなります。
- ③常勤の勤務すべき時間数について、職種により就業時間が異なることは認められますが、就業規則等で定められていることが必要です。
- ④同一職種で雇用契約の種類により勤務時間が異なる場合は、最も多い時間数を常勤の勤務すべき時間数とします。したがって、例えば4週8休体制をとっている場合、常勤として扱うべき職員の勤務時間は、4週間の合計勤務時間数が同じ時間数になるよう勤務表を作成することが必要です。

※変形労働時間制を採用している場合については、同じ勤務条件の常勤者であっても、シフトによって一定期間の労働時間の合計数が異なることが考えられますが、この場合も当該月の常勤換算の算定に用いる常勤の勤務すべき時間数としては、「勤務形態一覧表」を作成する当該月における労働時間の最も多い人の時間数を用いることとします。

ただし、例えば変形期間が1年間である場合、「勤務形態一覧表」を作成する当該月における労働時間が、常勤の勤務すべき時間数に満たない者がいることも考えられますが、この場合であっても、変形期間（1年間）の労働時間が最多の者と同じ時間数となる者については、勤務形態上は「常勤」の取り扱いとして差し支えありません。

（この場合、取り扱い上「常勤」職員であっても、常勤換算上では「1.0」とならないことが考えられるため、注意をしてください。）

その他、常勤職員の勤務の取扱いについて、以下資料についても参考にしてください。

- ・常勤、非常勤職員の有休等の取扱い

⇒厚生労働省平成19年12月19日事務連絡 障害福祉サービスに係る

Q&A（指定基準・報酬関係）（VOL. 2）問6

- ・育児・介護休業法における所定労働時間の短縮措置の取扱い

⇒厚生労働省令和3年3月31日事務連絡 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定

に係るQ&A（VOL. 1）問20

⇒厚生労働省平成27年4月30日事務連絡 平成27年度障害福祉サービス等報酬

改定に係るQ&A（VOL. 2）問27、28、29

## 2 常勤換算について

・常勤換算とは、従業者の勤務延べ時間数を、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。）で除することにより計算する方法です。計算に当たっては、1か月（4週間）を基本として計算します。

（計算例（常勤者が勤務すべき時間数が週40時間・4週160時間の場合））

4週128時間の非常勤者A + 4週96時間の非常勤者B の常勤換算数は、  
 $(128 + 96) \div 160 = 1.4$ となります。

・非常勤の従業者の休暇・出張の時間は、常勤換算方法における勤務延べ時間数に含めることができません。

一方、常勤職員については、病欠等で欠勤した場合<sup>※</sup>であっても常勤として勤務したのものとして常勤換算に含めることができます。ただし、休暇・出張の期間が暦月で1月を超える場合、常勤者であっても勤務延べ時間数に含めることはできません。

なお、常勤として勤務したのものとして常勤換算に含めた場合であっても、実際に勤務を行っている訳ではないので、サービス提供に支障がないよう、人員配置については十分に留意する必要があります。

※常勤職員が病欠や年休（有給休暇等）・休職等により出勤していない場合であっても、当該休暇について欠勤控除等の処理がなされている場合であっても、それが致し方ない事情である場合には常勤として勤務したのものとして常勤換算に含めることとしております。

<例>

- ・採用直後の職員であり、有給休暇が取得できない場合
- ・継続的な通院等による病欠で有給休暇の範囲では対応しきれないもの
- ・繰り返しの休職で有給休暇の範囲では対応しきれないもの
- ・育休、産休、労災等による休暇で有給休暇の範囲では対応しきれないもの。

### 3 職員の兼務に係る留意事項について

#### (1) 兼務の可否について

適正なサービス提供のために、職員の兼務には制限があります。特に、管理者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者及び相談支援専門員にはサービス提供に支障がないことが求められます。以下に、要点を概説します。

また、障害福祉サービスにつきましては、以下のとおり「兼務可否判定図」を作成しておりますので、こちらも併せて御活用ください。

URL : <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/shakenmu.html>



#### (2) 管理者の兼務について

管理者は原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものである。ただし、以下の場合であって、当該指定事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする (ア、イ、ウのいずれか)。

なお、居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護事業所（以下、D. 人員基準-7 ページまで「訪問系事業所」という。）、共同生活援助事業所の管理者は常勤である必要があるため、別途要件を満たすこと。

- ア 当該指定事業所のサービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）又は従業者としての職務に従事する場合 **(※1)**
- イ 当該指定事業所以外の他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等の従業者としての職務に従事する場合であって、特に当該指定事業所の管理業務に支障がないと認められる場合 **(※1)**
- ウ 当該指定事業所以外の他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等の管理者としての職務に従事する場合であって、特に当該指定事業所の管理業務に支障がないと認められる場合 **(※2)**

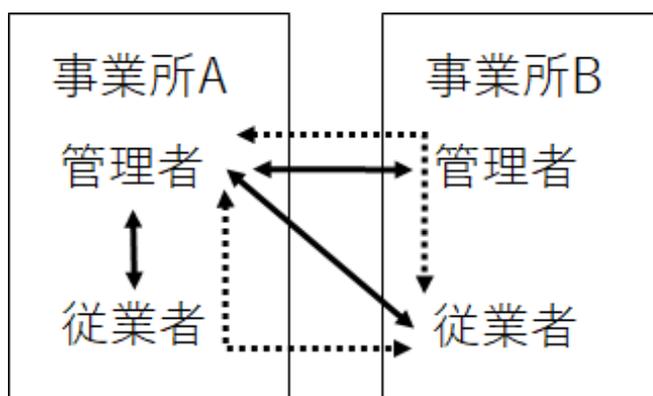
※1 : 管理者以外の職種と兼務する場合には、管理者としての勤務時間として 常勤の勤務する時間の半数以上は確保すること。

※2 : 管理者のみの兼務においては、最大3つの事業所で移動時間30分以内に限る（市内外不問）。

※3 : 障害児通所支援と障害福祉サービスそれぞれの定員に応じて報酬を算定する場合を除く。

【例】

- ◎ 障害福祉サービス事業所Aの管理者と生活支援員の兼務 (※1)
- ◎ 障害福祉サービス事業所A (訪問系事業所及び共同生活援助事業所を除く) の管理者と事業所Bの生活支援員の兼務 (※1)
- × 訪問系事業所又は共同生活援助事業所Aの管理者と事業所Bの生活支援員
- × 障害福祉サービス事業所Aの管理者とサービス管理責任者と生活支援員の3つの兼務
- ◎ 障害福祉サービス事業所Aの管理者と事業所Bの管理者の兼務 (※2)
- × 障害福祉サービス事業所Aの管理者と事業所Bの管理者・サービス管理責任者の兼務
- × 障害福祉サービス事業所Aの管理者と事業所Bの管理者・生活支援員
- ◎ 多機能型事業所Aの障害福祉サービスaの管理者・生活支援員と障害福祉サービスbの管理者・生活支援員の兼務 (※3)



一直線で結べる2か所の兼務は可 (図内で実線 ←→ )

線が折れることとなる3か所の兼務は不可 (図内で破線 ←⋯⋯→ )



### (3) サービス管理責任者の兼務について

サービス管理責任者（共同生活援助事業所の場合を除く）は原則として当該事業所・当該職種について常勤かつ専従でなければならない。ただし、以下の場合であって、当該事業所の業務遂行に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする（ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、クのいずれか）。

なお、共同生活援助事業所のサービス管理責任者については、常勤換算方法により、必要な職員数の配置が求められるものではないが、サービス管理責任者としての業務を適切に遂行する観点から、必要な勤務時間が確保されている必要がある。

ア 当該事業所の管理者

イ 利用者数30人の範囲内において、複数の共同生活援助事業所におけるサービス管理責任者を兼ねること

ウ 利用者数60人相当の範囲内（※1）において、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）及び就労継続支援（B型）（以下、p116まで「日中活動系サービス」という。）の障害福祉サービス事業所（以下、p116まで「日中活動系事業所」という。）のサービス管理責任者と、宿泊型自立訓練事業所若しくは共同生活援助事業所に置くべきサービス管理責任者を兼ねること

エ 共同生活援助事業所のサービス管理責任者の場合、当該事業所の生活支援員・世話人・夜間支援従事者（世話人と生活支援員については、いずれかのみ）

オ 大規模な障害福祉サービス事業所等において専従かつ常勤のサービス管理責任者1人に加えて配置すべきサービス管理責任者の場合は、常勤性を求めないこととし、当該事業所の他の職種、又は、他の事業所における従業者と兼務することが可能（※2）

カ 就労定着支援事業所のサービス管理責任者と、当該就労定着支援事業所と一体的に運営する事業所（就労移行支援事業所等）のサービス管理責任者

キ 自立生活援助事業所のサービス管理責任者と、当該事業所と併設する指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等の管理者又はサービス管理責任者（※3）

ク 自立生活援助事業所のサービス管理責任者と、当該事業所と併設する相談支援事業所の従業者（※3、※4）

※1：日中活動系サービス及び宿泊型自立訓練は利用者数が60人以下の場合にサービス管理責任者1人の配置をもって要件を満たすが、共同生活援助は利用者数が30人以下の場合にサービス管理責任者1人の配置をもって要件を満たす。よって、共同生活援助と生活介護のサービス管理責任者を兼務する場合については、共同

生活援助の利用者1人は生活介護の利用者2人分と見なして基準を判断する。

⇒生活介護の利用者30名、共同生活援助の利用者20名の場合

誤)  $30名 + 20名 = 50名$  (60名の範囲内)

正)  $30名 + 20名 \times 2 = 70名$  (60名の範囲を超える)

※2: 日中活動系サービスは利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上の配置を要件とするため、2人目以降については、常勤性は求めないが、常勤換算で利用者数に相当する勤務時間数の配分を求める。

例) 利用者数80名であれば、サービス管理責任者が常勤換算で1.5人以上いること

※3: 一方で、サービス管理責任者を常勤専従で自立生活援助事業所に配置する場合には、利用者数に対する配置の割合を60:1とすることが可能

(常勤専従以外は30:1)

※4: 指定地域移行支援事業者又は指定地域定着支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域移行支援又は指定地域定着支援の事業を同一の事業者において一体的に運営している場合には、当該事業所に配置された相談支援専門員を自立生活援助のサービス管理責任者とみなすことが可能

#### 【例】

- ◎ 事業所Aの管理者とサービス管理責任者の兼務
- × 日中活動系事業所Aのサービス管理責任者と事業所Bの管理者の兼務
- ◎ 共同生活援助事業所又は宿泊型自立訓練事業所Aのサービス管理責任者と事業所B(訪問系事業所及び共同生活援助事業所を除く)の管理者の兼務
- ◎ 日中活動系事業所Aのサービス管理責任者と共同生活援助事業所又は宿泊型自立訓練事業所Bのサービス管理責任者の兼務(※1)
- ◎ 事業所Aの2人目のサービス管理責任者と事業所Bの生活支援員の兼務(※2)
- ◎ 事業所Aの2人目のサービス管理責任者・生活支援員と事業所Bの生活支援員の兼務
- × 多機能型事業所Aの障害福祉サービスaのサービス管理責任者と障害福祉サービスb生活支援員の兼務

#### (4) 児童発達支援管理責任者の兼務について

児童発達支援管理責任者は、原則、当該事業所の管理者とのみ兼務が可能である。

ただし、保育所等訪問支援を単独で行う事業所であれば、訪問支援員、児童発達支援管理責任者、管理者を一人で兼務することは認められないが、それ以外の兼務の形態は可能。

## (5) 相談支援専門員の兼務について

一般相談支援、特定相談支援及び障害児相談支援事業所に置くべき相談支援専門員は、「原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事させてはならない」と規定されています。

ただし、相談支援の業務に支障がない場合においては、「相談支援専門員を当該相談支援事業所の他の業務又は他の事業所・施設等の業務に従事させることができる」とも規定されており、このうち、他の事業所・施設等の業務の兼務について、本県では、以下の方針に基づいて相談支援専門員の兼務の可否を判断しています。

(なお、特定相談支援及び障害児相談支援事業所における相談支援専門員の兼務については、指定権者である各市町村が判断しますので、不明点は所管市町村へご確認ください。)

### 【方針】

(1) から (5) の全てを満たす場合には、相談支援専門員※1 を併設する事業所・施設等※2 の業務（サービス管理責任者・サービス提供責任者を除く）を兼務させることができる。

- (1) 現に同一相談支援事業所の管理者を兼務していないこと。
- (2) 兼務するに当たり、相談支援専門員の勤務時間が相談支援事業所におけるサービス提供時間の過半数となっていること。
- (3) 兼務先の勤務時間は、当該法人が就業規則等で定める勤務時間から相談支援専門員の勤務時間を差し引いた時間であること。
- (4) 兼務により、相談支援事業所のサービス提供時間帯において相談支援専門員が不在となる時間帯は、管理者が必ず配置されていること。
- (5) 兼務先は、当該相談支援専門員が相談支援業務の突発的事態に対応することがあっても、当該事業所・施設等の人員配置基準等に支障が生じないよう勤務体制を確保していること。

※なお、相談支援専門員が担当する利用者が利用する障害福祉サービス事業所等の業務と兼務する場合は、当該事業所等との中立性の確保や、当該事業所等と異なる視点での検討が欠如しかねないことから、次に掲げる場合を除き、当該利用者が利用する障害福祉サービス事業所等の業務と兼務しない相談支援専門員が継続サービス利用支援を実施すること。

- ① 身近な地域に特定相談支援事業者がない場合
- ② 支給決定又は支給決定の変更によりサービス内容に著しく変動があった者のうち、当該支給決定等から概ね3ヶ月以内の場合（サービス利用支援とその直後の継続サービス利用支援は一体的な業務であること、また、指定特定相談支援事業者の変更にあつ

ては利用者が別の事業者と契約を締結し直すことが必要となるため、一定期間を猶予する。)

③ その他市町村がやむを得ないと認める場合

※1 相談支援専門員

指定地域移行支援事業は「指定地域移行支援従事者」と、指定地域定着支援事業は「指定地域定着支援従事者」と読み替える。

※2 併設する事業所・施設等

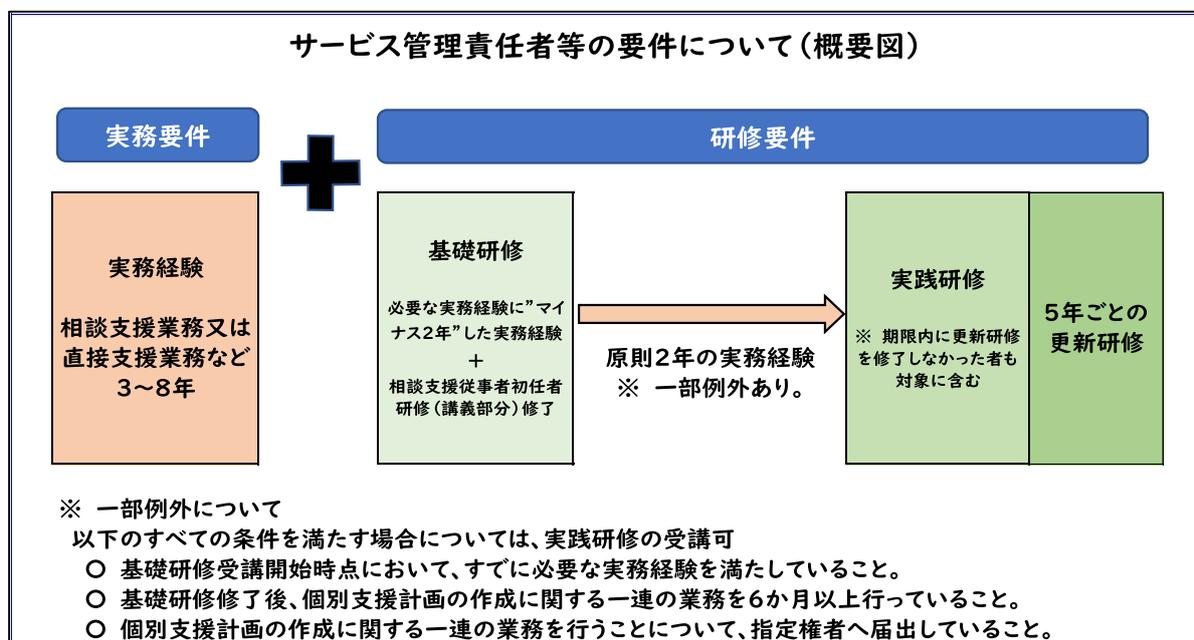
併設する事業所・施設等とは、同一の建物内に事業所がある場合のほか、同一敷地内、隣接又は近接する敷地（業務に支障なく兼務できると認められる範囲をいう。）に事業所がある場合を含む。

なお、併設する事業所・施設等が別法人である場合には、物理的に同一敷地内であっても、併設しているとはみなされない。

# サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修について

## 1 サービス管理責任者等の配置要件について

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の配置要件については、所定の実務経験と所定の研修要件の2つの要件で構成されております。



## 2 基礎研修

サービス管理責任者等に必要な実務経験を達している者、あるいは、必要な実務経験に達するまでに2年以内である者が対象となっております。

なお、実務経験の詳細については、以下のページをご参照ください。

サービス管理責任者の実務経験 ⇒ D. 人員基準-16 ページ

児童発達支援管理責任者の実務経験 ⇒ D. 人員基準-18 ページ

### 補 足

サービス管理責任者等の研修要件においては、基礎研修と実践研修のほかに、「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」の修了も必要となります。

なお、本県における指定研修事業者が実施する基礎研修においては、「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」を盛り込むコースが用意されております。

## 3 実践研修

基礎研修を修了してから、2年以上のサービス管理責任者等に必要な実務経験（相談支援業務又は直接支援業務）を有する者が対象となっております。

一部例外としまして、以下のすべての要件に当てはまる者も対象となります。

- ① 基礎研修受講開始時点において、すでに必要な実務経験を満たしている。
- ② 基礎研修修了後に、指定障害福祉サービス等における個別支援計画の作成に関する一連の業務を6か月以上行っている。
- ③ 指定障害福祉サービス等における個別支援計画の作成に関する一連の業務を行うことについて、指定権者への届出を行っている。

(1) 実践研修の補足

本県の個別支援計画の作成に関する一連の業務を行うことの指定権者への届出については、以下の県ホームページで案内しております。

(URL) : <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/sabikankaisei.html>

(2) 実践研修の補足

以下の者も対象となります。

- 更新研修を有効期限内に受けなかった者。
- 平成30年度以前の分野別研修を修了したが、平成31（令和元）年度以後に相談支援従事者初任者研修（講義部分）を修了し、かつ、実践研修開始日前の5年間のうちに2年以上の実務経験を有する者。

※やむを得ない事由によりサービス管理責任者等をみなし配置していた事業所について、当該みなしのサービス管理責任者等が研修を修了し、みなし配置でなくなった際は、変更届をご提出ください（経歴書、研修修了証の写しを添付）。

（やむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠けた場合の措置については、上記「(1) 実践研修の補足」に記載のURLを御参照ください。）

#### 4 更新研修

実践研修（更新研修）を修了した日から5年を経過した日が属する年度末までに更新研修を受講する必要があります。

対象としましては、現に以下の業務に従事している者又は更新研修受講開始日前の5年間のうち以下の業務を2年以上従事している者が対象となります。

（対象の業務）

- サービス管理責任者 ●児童発達支援管理責任者 ●相談支援専門員
- 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等事業所の管理者
- 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業所又は障害児入所施設の管理者

#### 【サービス管理責任者等研修の実施について】

本県のサービス管理責任者等研修につきましては、指定研修事業者が実施しております。

以下の県ウェブページにおいて、指定研修事業者の募集開始状況を随時更新しております。

(URL) : <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/kenshu-sabikan.html>

本研修を通じて、サービス管理責任者等の育成を計画的に行っていただきますよう、よろしくお願いたします。

《参 考》 本県のサービス管理責任者等研修に係る指定研修事業者

- 社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会  
(問い合わせ先 052-212-5516 (担当:福祉人材センター))
- 株式会社 中川 (東北福祉カレッジ)  
(問い合わせ先 022-256-1931)

※ 令和8年3月 時点

# サービス管理責任者等に関する 関係告示の改正に伴う本県の取り扱いについて

## 1. 実践研修の受講に必要な実務経験について

基本的にサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下、サービス管理責任者等）の実践研修を受講するためには、基礎研修終了後 2 年以上の実務経験を積む必要があります。

しかしながら、一定の要件のもと、実践研修受講のための実務経験を 6 か月以上に短縮することができます。

詳細は「3. 具体的な取扱及び提出書類について」をご確認ください。

## 2. やむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠けた場合の措置について

基本的に指定障害福祉サービス事業等を実施する場合には、サービス管理責任者等の配置が必要です。（一部サービス種別を除く。）

しかしながら、やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いた事業所について、サービス管理責任者等の配置に係る研修要件は満たしていないが、実務要件は満たしている者をサービス管理責任者等とみなして、欠如した日から 1 年間（ないしは 2 年間）の時限的な配置が可能です。

詳細は「3. 具体的な取扱及び提出書類について」をご確認ください。

## 3. 具体的な取扱及び提出書類等について

詳細については、県障害福祉課 HP に記載がありますので下記リンクをご確認ください。

URL：[実践研修の受講に必要な実務経験短縮措置及びサービス管理責任者等の要件に係る取扱いについて - 愛知県](#)

### サービス管理責任者等に関する関係告示の改正 に伴う本県の取り扱いについて

ページID:0476681 掲載日:2023年9月19日更新 印刷ページ表示

「サービス管理責任者等に関する告示の改正について」(令和5年6月30日付け国事務連絡)により告示が改正されました。

「サービス管理責任者等に関する告示の改正について」(令和5年6月30日付け国事務連絡)	
<a href="#">国事務連絡[PDFファイル/169KB]</a>	<a href="#">国事務連絡別添[PDFファイル/585KB]</a>
<a href="#">Q&amp;A[PDFファイル/819KB]</a>	<a href="#">改正告示(者)[PDFファイル/502KB]</a>
<a href="#">改正告示(児)[PDFファイル/998KB]</a>	

このページを見ている人は  
こんなページも見ています

[事業者のみなさまへ](#)

[障害福祉サービスに関する通知等について](#)

[サービス管理責任者等研修について](#)

[愛知県障害福祉サービス確保対策事業費補助金\(受付開始\)新型コロナウイルス感染症対策サイト](#)

[障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく業務所の指定申請、変更等の手続き](#)

「1 実践研修の受講に必要な実務経験について（国事務連絡 記 1 関係）」

「2 やむを得ない事由（※）によりサービス管理責任者等が欠けた場合の措置について（国事務連絡 記 2 関係）」

それぞれの注意点をよく確認の上、提出すること。

## 相談支援専門員の資格要件 (計画相談及び障害児相談を除く)

相談支援専門員になるためには、次の1実務経験要件及び2研修修了要件の両方を満たすことが必要です。

### 1 実務経験要件

障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験が以下の①～④のいずれかを満たしていること。(詳細は、次ページ「相談支援専門員の要件に係る実務経験一覧表」を参照)

なお、実務経験については、相談支援専門員に就任する時点で、経験年数を満たしていることが必要。

- ① イの期間が通算して三年以上である者
- ② ロ、ハ、ホ及びへとの期間が通算して五年以上である者
- ③ ニの期間が通算して十年以上である者
- ④ ロからへまでの期間が通算して三年以上かつトの期間が通算して五年以上である者

### ※相談支援の業務の定義

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務

### ※介護等の業務の定義

身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務

### (注)実務経験及び日数換算について

1年以上の実務経験：業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上あること。

例えば5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が900日以上であること。

### 2 研修修了要件

相談支援従事者研修（初任者研修・現任研修・主任研修）※を修了していること。

※有効期間内であれば、初任者研修又は現任研修のいずれかのみで可。

相談支援専門員（計画相談及び障害児相談を除く）の要件に係る実務経験一覧表

業務範囲	従事内容	経験年数	
相談支援の業務	イ 平成18年10月1日に現に障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、精神障害者地域生活支援センターの従事者である者で、平成18年9月30日までに相談支援の業務従事した期間	3年以上	
	ロ 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援 (一) 事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業その他これらに準ずる業務の従事者 ----- 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所の従業者その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者 ----- 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、介護医療院の従業者その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者 ----- 病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者（社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修を終了した者、トの国家資格を有する者、上記（一）から（三）に掲げる従業者である期間が1年以上の者に限る）。	5年以上	
		ホ 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおける就労支援に関する相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事する者	
		ヘ 特別支援学校その他これらに準ずる機関における進路指導・教育相談の業務に従事する者	
		I 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の病室であって、療養病床その他これらに準ずる施設に係る施設の従業者 II 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業及び老人居宅介護等事業及びこれらに準じる事業の従業者 III 病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所その他これに準ずる業務の従業者	
	上記 I～III に掲げる施設において、ハの資格を有して介護等の業務に従事した期間		
介護等の業務	ハ 社会福祉主事任用資格を有する者	5年以上	
	訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者		
	保育士		
	児童指導員任用資格者		
	精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者		
ニ	上記 I～III に掲げる施設において、ハの資格に該当せず、介護等の業務にあたった者	10年以上	
ト	国家資格※による従事期間が通算して5年以上の者 ※医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む)、精神保健福祉士、公認心理師	ロ、ホ、ヘ、ハ、ニの業務機関が3年以上	

## サービス管理責任者の資格要件

サービス管理責任者になるためには、次の1 実務経験要件及び2 研修修了要件の両方を満たすことが必要です。

### 1 実務経験要件

障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験が以下の①～③のいずれかを満たしていること。(詳細は、次ページ「サービス管理責任者の要件に係る実務経験一覧表」を参照)

なお、実務経験については、サービス管理責任者に就任する時点で、経験年数を満たしていることが必要。

- ①相談支援業務及び社会福祉主事任用資格者等が実施する直接支援業務の期間が通算して5年以上  
(別表の区分「第1」又は「第3」)
- ②直接支援業務の期間が通算して8年以上(別表の区分「第2」)
- ③国家資格の期間が通算して3年以上(別表の区分「第4」)

#### ※相談支援業務の定義

身体上若しくは精神上の障がいがあること又は環境上の理由により日常生活を営むに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

#### ※直接支援業務の定義

身体上若しくは精神上の障がいがある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他の職業訓練又は職業教育等に係る業務

#### (注) 実務経験及び日数換算について

1年以上の実務経験：業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上あること。

例えば5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が900日以上であること)。

### 2 研修修了要件

サービス管理責任者研修基礎修了、2年以上の実務要件(相談支援業務又は直接支援業務)(6か月以上のOJTによる例外要件あり)、実践研修を修了していること。

## サービス管理責任者実務経験一覧表（児童発達管理責任者を除く）

※区分「第1」と区分「第3」の通算可

区分	業務内容	経験年数
障害者の保健、医療福祉、就労、教育の分野における支援業務	<b>第1 相談支援業務</b> <b>ア 施設等における相談支援業務</b> ○ 一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業、身体（知的）障害者相談支援事業、地域生活支援事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業 ○ 児童相談所、身体（知的）障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、発達障害者支援センター、福祉事務所、保健所、市町村役場 ○ 障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター、介護医療院	5年以上
	<b>イ 次のいずれかに該当する者が実施する、保健医療機関における相談支援業務</b> （1）社会福祉主事任用資格を有する者 （2）訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 （3）国家資格（区分「第4」の※印参照）を有する者 （4）ア・ウ・エ・オに従事した期間が1年以上である者	
	<b>ウ 障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターにおける就労支援に関する相談支援業務</b>	
	<b>エ 盲学校・聾学校・特別支援学校における進路相談・教育相談の業務に従事する者</b>	
	<b>オ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務</b>	
第2 直接支援業務	<b>カ 施設及び医療機関等における介護業務</b> ○ 障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、医療法に規定する療養病床、介護医療院 ○ 障害児通所支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業 ○ 保険医療機関、保険薬局、訪問看護事業所	8年以上
	<b>キ 特例子会社、重度障害者多数雇用事業所における就業支援の業務</b>	
	<b>ク 盲学校・聾学校・特別支援学校における職業教育の業務</b>	
	<b>ケ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務</b> ○ 市町から補助金又は委託により運営されている地域活動支援センター及び小規模作業所	
第3 有資格者	<b>コ 次のいずれかに該当する者が実施する、上記第2の直接支援業務</b> (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの（訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者） (3) 児童指導員任用資格者 (4) 保育士（区分「第2」に該当しない保育所に勤務した期間は、実務経験として日数算入不可） (5) 精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者	5年以上
第4 国家資格	<b>サ 次のA及びBのいずれにも該当する者</b> A：区分「第1」から「第3」の実務経験を通算して3年以上の者 B：国家資格による従事期間が通算して3年以上の者 ※国家資格 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士又は公認心理士	

### 相談支援業務の定義

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

### 直接支援業務の定義

身体上若しくは精神上の障害がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務

### (注)実務経験及び日数換算について

1年以上の実務経験：業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上あること。

例えば5年以上の実務経験であれば、実務に従事した期間が5年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が900日以上であること。

## 児童発達支援管理責任者の資格要件

児童発達支援管理責任者になるためには、次の1 実務経験要件及び2 研修修了要件の両方を満たすことが必要です。

### 1 実務経験要件

障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験が以下の①～③のいずれかを満たしていること。(詳細は、次ページ「児童発達支援管理責任者の要件に係る実務経験一覧表」を参照)

なお、実務経験については、児童発達支援管理責任者に就任する時点で、経験年数を満たしていることが必要。

- ①相談支援業務及び直接支援業務の期間が通算して5年以上、かつ、高齢者等支援業務の機関を除外した期間が3年以上であること(別表の区分「第1」又は「第3」)
- ②直接支援業務の期間が通算して8年以上、かつ、高齢者等支援業務を除外した期間が3年以上であること(別表の区分「第2」)
- ③相談支援業務及び直接支援業務の通算した期間から、高齢者等支援業務を除外した期間が3年以上、かつ、国家資格の期間が通算して5年以上であること(別表の区分「第4」)

#### ※相談支援業務の定義

身体上若しくは精神上の障がいがあること又は環境上の理由により日常生活を営むに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

#### ※直接支援業務の定義

身体上若しくは精神上の障がいがある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他の職業訓練又は職業教育等に係る業務

#### (注) 実務経験及び日数換算について

1年以上の実務経験：業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上あること。

例えば5年以上の実務経験であれば、実務に従事した期間が5年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が900日以上であること)。

### 2 研修修了要件

児童発達支援管理責任者研修基礎修了、2年以上の実務要件(相談支援業務又は直接支援業務)(6か月以上のOJTによる例外要件あり)、実践研修を修了していること。

児童発達支援管理責任者の要件に係る実務経験一覧表

区分	業務内容	経験年数
障害者の保健、医療福祉、就労、教育の分野における支援業務	第1 相談支援業務	5年以上かつ 下線を通算した期間を除外して3年以上
	ア 施設等における相談支援業務従事者 ○ 一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業、地域生活支援事業、身体（知的）障害者相談支援事業、 <u>居宅介護支援事業、介護予防支援事業</u> ○ 児童相談所、児童家庭支援センター、里親支援センター、身体（知的）障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、発達障害者支援センター、福祉事務所 ○ 障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、 <u>老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター</u>	
	イ 病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者で以下に該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修修了者 (3) 国家資格（区分「第4」の※印参照）を有する者 (4) ア・ウ・エに従事した期間が1年以上である者	
	ウ 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおける従業者	
	エ 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）における従事者	
	オ その他上記ア、ウ、エの業務に準ずると知事が認めた業務従事者	
第2 直接支援業務	カ 施設及び医療機関等における介護業務従事者 ○障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、認可保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、里親支援センター、障害者支援施設、 <u>老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の療養病床</u> ○障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、 <u>老人居宅介護等事業</u> ○病院、診療所又は薬局、訪問看護事業所	8年以上かつ 下線を通算した期間を除外して3年以上
	キ 特例子会社、助成金受給事業所における就業支援業務従業者	
	ク 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）における従業者	
	ケ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務従事者（市町から補助金又は委託により運営されている地域活動支援センター及び小規模作業所）	
第3 有資格者	コ 上記区分「第2」の直接支援業務従事者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの（訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者） (3) 児童指導員任用資格者 (4) 保育士（区分「第2」に該当しない保育所等に勤務した期間は、実務経験として日数算入は不可） (5) 精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者	5年以上かつ 区分第2の下線を通算した期間を除外して3年以上
第4 国家資格	サ 次のA及びBのいずれにも該当する者 A：区分「第1」から「第3」の実務経験を通算した「従事期間」から、区分「第1」から区分「第2」の下線を通算した期間を除外して3年以上の者 B：国家資格による従事期間が通算して5年以上の者 ※国家資格 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士、管理栄養士、精神保健福祉士、公認心理士	

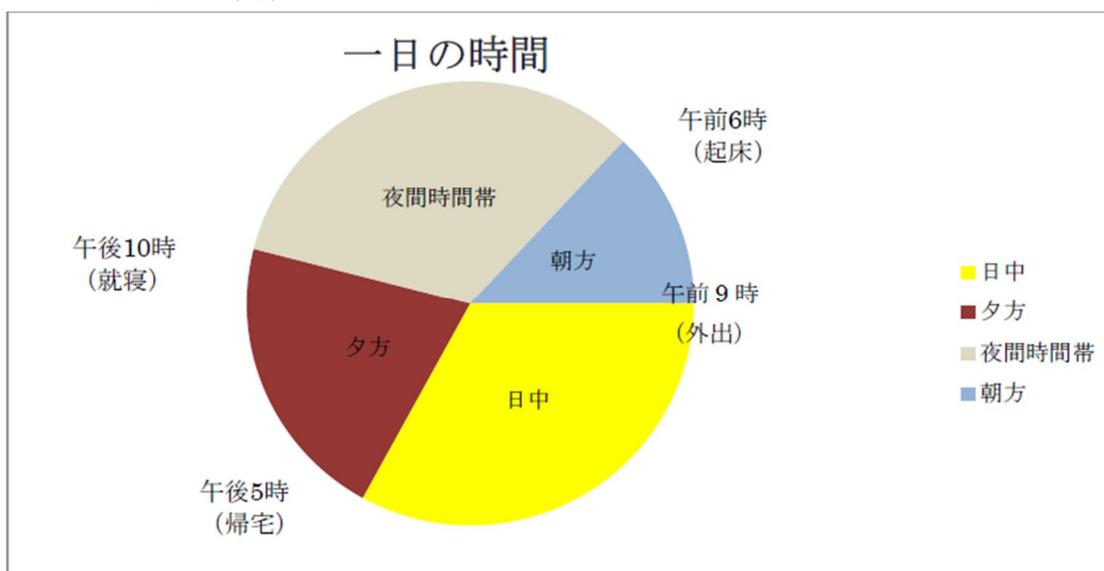
## 各種サービスの人員配置基準に係る留意事項について

### 1 共同生活援助の人員配置基準（世話人・生活支援員）について

共同生活援助事業所の人員配置基準として、世話人及び生活支援員については、指定共同生活援助事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて、一日の活動終了時刻から開始時刻までを基本として、夜間時間帯を設定するものとし、当該夜間時間帯以外の指定共同生活援助の提供に必要な員数を確保するものとする。

イメージ図

例) 利用者が午後5時頃に帰宅し翌朝9時頃に外出、夜間時間帯を午後10時から午前6時までとした場合



※この図は一例であり、朝方、夕方の時間帯は利用者の生活サイクルに応じて変動する。

世話人及び生活支援員の指定基準上の常勤換算には、朝方及び夕方（約8時間）の配置のみを参入する。（利用者帰宅前の準備、利用者外出後の後片付けの時間を含む）

ただし、利用者が日中活動する関係機関との連絡調整が必要な場合、利用者に係る行政手続きの代行が必要な場合、利用者家族との連絡調整が必要な場合及び土日祝日等利用者が日中においても共同生活住居に滞在している場合、以下のア、イ、ウの条件をいずれも満たすとき、日中の世話人及び生活支援員の配置を指定基準上の常勤換算に算入するものとする。

- ア 朝方及び夕方に世話人若しくは生活支援員を1人以上配置していること
- イ 日中の配置につき、利用者の希望若しくは支援の必要性があること
- ウ 日中支援加算を算定していないこと

なお、共同生活援助事業所の新規指定申請時においては、当該取扱いは適用しない。

## 2 生活介護の看護職員の配置について

生活介護事業所の人員配置基準として、看護職員の配置については、「生活介護の単位ごとに、1人以上」とされており、必要な配置時間数については言及されていないが、医療従事者としての支援や技術等が必要であることから人員配置基準が定められており、週1回数時間などの看護職員の配置では、看護職員の必要数が配置されていないと想定される。

### 生活介護事業所における看護職員の業務内容

- ・入浴、排せつ及び食事等の介護並びに創作活動等の提供時における健康上の異常の早期発見・悪化予防
- ・利用者の急変時の対応
- ・医学的な視点からの利用者、家族の健康相談、生活支援員等の相談、指導等
- ・必要時、嘱託医等との連絡調整

以上より、日常的に利用者1人1人の健康状態を把握することができる時間数（勤務形態）の確保が必要であることから、本県では看護職員の必要な配置時間数を下記のとおりとする。

定員	平均看護職員配置時間数
～20人	10時間（週）
21～40人	定員数/40×24時間（週）

## 基礎的研修開始に伴う人員基準の見直しについて（就労移行支援、就労定着支援）

就労移行支援事業の就労支援員及び就労定着支援事業の就労定着支援員について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修（平成 21 年厚生労働省告示第 178 号）一のイに定める研修として実施される雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修（以下「**基礎的研修**」という。）の受講が必須となっておりますので、必要な人員体制の確保にご留意ください。

### 《人員基準（R 7 年度～）》

#### 就労移行支援

就労支援員については、基礎的研修を受講したものでなければならない。  
※令和 9 年度までは経過措置として、基礎的研修を受講していない場合でも、就労支援員の業務に従事できることとする。

#### 就労定着支援

就労定着支援員については、基礎的研修を受講したものでなければならない。  
※令和 9 年度までは経過措置として、基礎的研修を受講していない場合でも就労定着支援員の業務に従事できることとする。

## 障害児通所支援事業の人員配置について（障害児通所支援事業）

障害児通所支援事業において人員基準となる職員配置を届け出る際に、「職種」及び「資格等」欄の記載、また、常勤換算の算定が誤っている事例があります。以下の注意事項及び別添の勤務形態一覧及び届出書（記載例）を参考に整理してください。

### 【注意事項】

- ・人員基準における職員（保育士、児童指導員）及び児童指導員等加配加算において加配する「その他の従業者」については、「職種」欄及び「資格等」欄は次のとおり表記してください。

職種	「職種」欄	「資格等」欄
保育士	保育士	保育士
児童指導員	児童指導員	高校教諭、学士（心理学）、 高卒＋児童福祉事業2年以上経験者等
その他の従業者	指導員	（空欄）

※障害福祉サービス経験者については、令和5年4月1日以降は人員配置に含めることができません。

- ・「児童指導員」と「指導員」を区別すること。
- ・「児童指導員（児童福祉事業経験者）」と「指導員（無資格者）」はそれぞれ異なりますので、注意してください。
- ・「職種」欄に「児童指導員」と記載されていても、「資格等」欄が「障害福祉サービス経験」であった場合、「児童指導員」とみなすことはできません。
- ・「資格等」欄が空欄の場合、人員基準で求める職員数に算入しませんので、記入漏れに注意してください。
- ・児童指導員任用資格については後掲の「児童指導員について」を参照してください。強度行動障害支援者養成研修修了者は、その資格だけでは人員基準上で求める「児童指導員」には該当しませんので、注意してください。また、居宅介護や生活介護等の障害福祉サービス事業所の実務経験は、児童指導員の資格要件になりません。

## 児童発達支援・放課後等デイサービスの基準人員配置における注意について

### 例① 基準を満たしている

- ・いずれの曜日のサービス提供時間においても最低基準2人を児童指導員、保育士で満たしており、うち1人以上が常勤職員として配置されている。

	月	火	水	木	金	土	日
利用者数	8人	8人	9人	10人	10人	—	—
基準上の必要職員数	2人	2人	2人	2人	2人	—	—
児童指導員（又は保育士）	8h	8h	8h	8h	8h	休	休
児童指導員（又は保育士）	6h	6h	6h	6h	6h	休	休
児童指導員（又は保育士）	4h	4h	休	4h	4h	休	休
指導員	4h	4h	4h	4h	休	休	休
指導員	4h	休	4h	4h	4h	休	休
指導員	4h	4h	休	4h	4h	休	休
サービス提供時間	4h	4h	4h	4h	4h	休	休

児童指導員、保育士以外の指導員の勤務時間は児童指導員加配加算の加算分のその他の従業者として算入可

(※h=時間)

- ※職員が有給休暇等を取得した場合も、サービス提供時間を通じて基準人員の配置が必要である。

### 例② 人員不足（基準違反）

- ・水曜日においては、サービス提供時間を通じて基準上必要な職員2名の配置ができていないため基準違反となる。
- ・土曜日においては、利用者が10名以下のため基準上の必要職員数は児童指導員、保育士がサービスを提供する時間帯を通じて2名となり、勤務時間とサービス提供時間をみると基準を満たしているようにみえる。しかしながら、実際の配置では8時間勤務であれば最低45分の休憩をとる必要があるため、8時間のサービス提供時間を通じて2名の配置ができていないため基準違反となる。

	月	火	水	木	金	土	日
利用者数	8人	8人	9人	10人	10人	8人	—
基準上の必要職員数	2人	2人	2人	2人	2人	2人	—
児童指導員（又は保育士）	8h	8h	休	8h	8h	8h	休
児童指導員（又は保育士）	8h	8h	8h	8h	8h	8h	休
機能訓練担当職員	3h	3h	3h	3h	3h	休	休
指導員	4h	休	4h	休	4h	4h	休
指導員	4h	4h	休	4h	休	4h	休
サービス提供時間	4h	4h	4h	4h	4h	8h	休

- ※日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の訓練を担当する職員（機能訓練担当職員）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ人員配置に含めて考えることができる。ただし、上記機能訓練担当職員等を人員配置に含める場合は、人員配置の半数以上を児童指導員又は保育士としなければならない。

## 児童指導員について

・児童指導員は任用資格のため資格認定試験や資格証明書といったものが存在しない。そのため、下記の①～⑩に該当するものはそれぞれ証明書類の提出をもって、児童指導員として勤務が可能である。

	任用要件(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 第43条)	提出書類(写しには原本証明)	留意事項
①	都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者	卒業証書の写し	
②	社会福祉士の資格を有する者	登録証の写し	合格証は不可。
③	精神保健福祉士の資格を有する者	登録証の写し	合格証は不可。
④	学校教育法の規定による大学(短期大学を除く)において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	学部・学科・専攻の記載のある卒業証書の写し	相当する課程で届出をする場合であって、卒業証書の写しのみでは専攻やコース名まで確認できない場合には、履修証明書等、内容を補充するに足りる書類の写しを併せて添付すること。
⑤	学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者	左記理由により大学院への入学を認められたことの証明書の写し	
⑥	学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	研究科の記載のある卒業証書の写し	相当する課程で届出をする場合であって、卒業証書の写しのみでは専攻やコース名まで確認できない場合には、履修証明書等、内容を補充するに足りる書類の写しを併せて添付すること。
⑦	外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	学部・学科・専攻の記載のある卒業証書の写し	相当する課程で届出をする場合であって、卒業証書の写しのみでは専攻やコース名まで確認できない場合には、履修証明書等、内容を補充するに足りる書類の写しを併せて添付すること。
⑧	学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校(中高一貫教育)を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事した者	高等学校卒業以上に該当することを示す卒業証書の写し(大学の卒業証書も可)及び2年以上かつ360日以上児童福祉事業に従事したことを証明する実務経験証明書(当該児童福祉事業を運営している法人により発行されたもの)	ここでいう『2年以上』とは2年以上かつ360日以上をいう。 ここでいう『児童福祉事業』とは※社会福祉法第2条第2項第2号、及び第3項第2号に規定する事業等、社会福祉法及び児童福祉法双方に規定がある事業とする。 ここでいう『従事』とは児童発達支援管理責任者の実務経験に該当する「直接支援の業務」及び「相談支援の業務」への従事をいう。
⑨	教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、都道府県知事が適当と認められたもの	教員免許の写し	養護教諭(保健室の先生)及び栄養教諭の資格は該当しない。
⑩	3年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認められたもの	3年以上かつ540日以上児童福祉事業に従事したことを証明する実務経験証明書(当該児童福祉事業を運営している法人により発行されたもの)	ここでいう『3年以上』とは3年以上かつ540日以上をいう。 ここでいう『児童福祉事業』とは※社会福祉法第2条第2項第2号、及び第3項第2号に規定する事業等、社会福祉法及び児童福祉法双方に規定がある事業とする。 ここでいう『従事』とは児童発達支援管理責任者の実務経験に該当する「直接支援の業務」及び「相談支援の業務」への従事をいう。

※社会福祉法に規定する事業とは「乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設を運営する事業、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、子育て活動支援事業、親子再統合支援事業、親子関係形成支援事業、児童関係形成支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設、児童家庭支援センター又は里親支援センター又は児童福祉の増進について相談に必ずる事業」である。